

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書（案）	6	第5条	第3項		事業場所	かっこ書き「入札説明書等及び本事業用地の現場確認の機会」とありますが、市ホームページより現地見学会は中止の旨を確認しています。つきましては、本条文の「本事業用地の現場確認の機会」は削除いただき、「入札説明書等から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。」としていただけないでしょうか。	入札説明書に対する質問への回答No. 11をご参照ください。原案のとおりとします。
2	事業契約書（案）	8	第9条	第1項			契約保証金の対象額は、税込み金額でしょうか。	消費税及び地方消費税の額を含みます。
3	事業契約書（案）	8	第9条	第2項			履行保証保険の契約締結にあたり、「契約最終案を市に提出」とありますが、申し込み申請書の最終案で宜しいでしょうか。	契約書の最終案を提出してください。
4	事業契約書（案）	10	第12条	第3項			「相当の期間内」とは概ねどの程度でしょうか。	基本設計について、定期的開催される設計定例等において、提出物等が遅滞なく提示され、相互に的確なやり取りを行った上で、最終的に不備のない成果物が提出された場合には、遅くとも1ヶ月以内までには承認ができると考えますが、不備等があり、追加でやり取りが必要となる場合は、さらに期間が必要になると考えます。
5	事業契約書（案）	10	第12条	第3項		基本設計の完了	事業者が基本設計図書を提出してから「市は、…相当の期間内において…承諾した旨を通知する。」と規定されていますが、相当の期間内とは2週間以内と考えてもよいでしょうか（銀行からの融資実行前提条件の一つとして、基本設計図書に係る貴市の承諾書が必要になる可能性が高いため、設計図書の提出から承諾書を受領できるまでの期間を予め確認したい趣旨です）。	事業契約書（案）に対する質問への回答No. 4をご参照ください。
6	事業契約書（案）	10	第12条	第3項		基本設計の完了	「市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において」とありますが、速やかに通知するとの理解でよろしいですか。また、通知までの具体的な日数をご教示ください。	事業契約書（案）に対する質問への回答No. 4をご参照ください。
7	事業契約書（案）	10	第13条	第3項			「相当の期間内」とは概ねどの程度でしょうか。	事業契約書に対する質問への回答No. 4をご参照ください。
8	事業契約書（案）	10	第13条	第3項		実施設計の完了	事業者が実施設計図書を提出してから「市は、…相当の期間内において…承諾した旨を通知する。」と規定されていますが、相当の期間内とは2週間以内と考えてもよいでしょうか（銀行からの融資実行前提条件の一つとして、実施設計図書に係る貴市の承諾書が必要になる可能性が高いため、設計図書の提出から承諾書を受領できるまでの期間を予め確認したい趣旨です）。	事業契約書（案）に対する質問への回答No. 7をご参照ください。
9	事業契約書（案）	10	第13条	第3項		実施設計の完了	「市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において」とありますが、速やかに通知するとの理解でよろしいですか。また、通知までの具体的な日数をご教示ください。	事業契約書（案）に対する質問への回答No. 7をご参照ください。
10	事業契約書（案）	11	第14条	第3項	(1)	設計の変更	当該設計変更が市の責めに帰すべき事由による場合、市が費用等を負担するとはありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
11	事業契約書（案）	13	第15条	第4項					事前調査	合理的な範囲において市が費用等を負担するとありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書（案）	13	第16条	第2項					本件工事に伴う近隣対策等	近隣対策（近隣説明）の対象範囲について、合理的に要求される範囲となっておりますが、現時点での具体的な世帯数（件数）、相手先等についてご教示ください。	地元である、岩舟町三谷地区の約100世帯を想定しています。
13	事業契約書（案）	13	第16条	第4項					本件工事に伴う近隣対策等	入札説明書等において市が設定した条件に直接起因して事業者において生じた費用等は市が負担するとありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書（案）	19	第29条	第1項	(2)	イ			火葬炉の性能試験及びシックハウス検査	火葬炉の性能試験は引渡日の10日以内に実施すれば足るものとする。とありますが、要求水準書では2週間以内と記載があります。どちらの期日で実施すれば良いでしょうか？	要求水準書の記載を正とします。契約書において修正します。
15	事業契約書（案）	23	第35条	第2項	(1)				工事の一時停止	市の責めに帰すべき事由による場合には、市が費用等を負担するとありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	事業契約書（案）	23	第37条	第1項	(1)				工期変更の場合の費用負担	市の責めに帰すべき事由による場合には、市が費用等を負担するとありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	事業契約書（案）	25	第40条	第2項					本施設の引渡し等	「本施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件工事の委任若しくは請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。」とありますが、これにより、引渡し前に稼働準備業務をSPCが行った場合においても、不動産取得税はSPCに課税されないとの理解で宜しいでしょうか。	税制度の適用については、事業者の責任で確認してください。
18	事業契約書（案）	25	第40条						本施設の引渡し等	引渡しが完了した場合、引渡しを証する書面を発行いただけたとの理解でよろしいでしょうか。また、当該書面の発行にはどの程度の期間を要しますでしょうか。	前段については、登記完了後、事業者からの申請があれば引渡しを証する書面を発行します。後段については、14日程度を想定しています。
19	事業契約書（案）	25	第41条	第1項					運営開始の遅延	市の責めに帰すべき事由による発生した遅延に伴い生じる費用等を市は負担するとありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	事業契約書（案）	26	第43条	第1項						稼働準備業務について、供用開始予定日の1ヶ月前から供用開始予定日までの期間で実施することとされていますが、建設工事の検査等最終調整と並行して実施してもよいとの理解で宜しいですか。	法令による完成検査等の後としてください。
21	事業契約書（案）	26	第43条	第1項					稼働準備	事業スケジュールの確認です。 ①稼働準備令和5年9月1日～同9月末日 ②施設引渡し令和5年9月末日 ③供用開始令和5年10月1日～ただし上記②を令和5年9月末日以前に引渡し①稼働準備を令和5年9月1日～同9月末日に行うことも可の理解でよろしいでしょうか。	施設引き渡し期日の令和5年9月末日までに稼働準備を行ってください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	事業契約書（案）	28	第44条	第6項		売店等運営業務から得られた収入の取扱	「…売店等運営業務から得られた収入を事業者の収入とすること（事業者から委託を受けたうえで、構成員又は協力企業が事業者の名の下で実施する場合には、業務受託者の収入にすることを含む。）ができる。」とありますが、売店等運営業務から得られた収入を業務受託者の収入とする場合、SPCの売店等運営業務費は発生しない、との理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、売店等運営業務は独立採算で行ってください。
23	事業契約書（案）	28	第44条	第6項		売店等運営業務	「自ら売店等運営業務を実施するものとし（事業者から委託を受けたうえで、構成員又は協力企業が事業者の名の下で実施する場合を含む。）」とありますが、構成員、協力企業に属さず、再委託業者による運営は可能でしょうか。	売店等運営業務は、構成企業または協力企業が行ってください。
24	事業契約書（案）	28	第44条	第6項			売店等運営業務の実施にあたり、目的外施設使用料を貴市に収める必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に対する質問への回答No. 61をご参照ください。
25	事業契約書（案）	29	第46条	第3項		第三者による実施	「事業者は（中略）施設共用業務の各業務（一部に限る。）を当該施設共用業者以外の第三者に委任し」とありますが、売店等運営業務においても第三者に委任することができるとの理解でよろしいですか。	事業契約書（案）に対する質問への回答No. 23をご参照ください。
26	事業契約書（案）	31	第50条	第2項	(3)	本施設の修繕・更新	市の責めに帰すべき事由に基づくものであるときには、市が当該修繕・更新に関する費用を負担するとありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	事業契約書（案）	31	第51条	第1項		非常時又は緊急時の対応等	「本事業用地南部に位置する岩舟健康福祉センター「遊楽々館」（指定緊急場所）の補助機能」とありますが、補助機能の具体的な想定をお聞かせください。	災害時、遊楽々館の収容人数が足りなくなった際に、避難者を一時的に受け入れる機能を想定しています。なお、避難者への対応は市が行いますが、事業者は、可能な限りの設備の運転、施設の清掃をお願いします。
28	事業契約書（案）	32	第51条	第3項		非常時又は緊急時の対応等	「前各項の定めるところに従って実施された業務により発生した増加費用及び事業者が被った被害は、本契約に特段の定めがない限り、事業者が負担するものとする。」とありますが、事業者負担となる対応は、災害発生時を除く非常時又は緊急時の対応との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
29	事業契約書（案）	34	第59条			市の事由による解除	「本指定を取り消し、本契約の全部（一部は不可。ただし、市による完成確認が完了している部分は除く。）を解除することができる。」とありますが、当該完成確認を受けた部分は清算するとの理解でよろしいですか。	市による完成確認が完了した部分については市が買い受けます。
30	事業契約書（案）	38	第64条	第1項		引渡日前の解除の効力	～事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方～とありますが、当該出来高部分・費用には、出来高を構築するうえで必要であった費用（事前調査費、会社経費、資金調達費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
31	事業契約書	38	第64条	第1項	(1)	引渡日前の解除の効力	「市が当該解除後に本施設を利用するとき」とありますが、利用しないときはどういう場合が想定されますでしょうか。 仮に貴市が利用しないと判断した場合、金融機関からの借入れを想定していますので返済ができなくなります。「市が当該解除後に本施設を利用するとき」に限定せず、出来高について貴市の検査に合格した場合は買い取るような条項に変更頂けませんでしょうか。	前段については、解除時の出来形部分が施設として利用できない場合等を想定しています。 市は、出来形部分について買い取るか、施設整備費に要した費用の対価を支払うかのいずれかの対応をします。 原案のとおりとします。
32	事業契約書（案）	40	第65条	第4項	(1)	引渡日後の解除の効力	市の被る損害額が～上回る場合には～支払義務を免れることができるとありますが、下回る場合にも同様に相殺され、相殺された未払いの施設整備費の支払い義務は免れるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	事業契約書（案）	40	第65条	第4項	(4)	引渡日後の解除の効力	実働ベースで清算を行うとは、解除するまでに実施した維持管理業務費及び運営業務費を支払うとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
34	事業契約書（案）	40	第66条	第1項	(1)	損害賠償	「施設整備費のうちサービス購入料Bの割賦に係る金利相当額を除く金額の10分の1に相当する額」は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額という理解で宜しいでしょうか。	施設整備費には消費税及び地方消費税の額を含みます。
35	事業契約書（案）	40	第66条	第1項	(2)	損害賠償	「解除日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務に係るサービス購入料総額の10分の1に相当する額」は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額という理解で宜しいでしょうか。	施設供用業務に係るサービス購入料総額には消費税及び地方消費税の額を含みます。
36	事業契約書（案）	40	第66条	第1項			違約金相当額は、税込みでしょうか。	事業契約書（案）に対する質問への回答No. 34及びNo. 35をご参照ください。
37	事業契約書（案）	41	第66条	第3項		損害賠償	市は当該解除により事業者が被った損害額を支払うとありますが、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	事業契約書（案）	41	第70条			公租公課の負担	施設の所有権は貴市に移転されますので、施設の固定資産税等は事業者負担として見込む必要はないと考えてよろしいでしょうか？	税制度の適用については、事業者の責任で確認してください。
39	事業契約書（案）	52	別紙7	2	(2)	普通火災保険	本事業は貴市に施設の所有権を移管した後に維持管理および運営を実施するBTO方式であり、貴市の公有財産となる故、貴市でも本施設の火災保険・共済等を別途付保されるとの認識でおります。事業者でも同様の火災保険を付保することは二重に保険に加入することになり、費用の増加要因となりますので削除のご検討をお願い致します。	火災保険の付保は事業者の契約上の義務です。 原案のとおりとします。
40	事業契約書（案）	52	別紙7	2	(2)	普通火災保険	火災保険を事業者にて付保が必要な場合は、年度毎に更新することで問題ないでしょうか。	別紙7記載の付保内容を満たす限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
41	事業契約書（案）	52	別紙7	2	(2)	普通火災保険	(1) 第三者賠償責任保険と (2) 普通火災保険を併せた保険を付保することは可能でしょうか。また、保険会社との更新期間は事業者提案とさせていただきます。	前段について別紙7記載の付保内容を満たす限りにおいて、事業者の提案に委ねます。 後段については事業契約書に対する質問への回答No. 40をご参照ください。
42	事業契約書（案）	52	別紙7				「普通火災保険」については、同等の効果がある保険効力であれば、保険の名称は異なってもよいと考えて宜しいでしょうか。	事業契約書に対する質問への回答No. 41をご参照ください。
43	事業契約書（案）	54	別紙8	1		不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	「～施設整備費の1パーセント」は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額という理解で宜しいでしょうか。	施設整備費には消費税及び地方消費税の額を含みます。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問の内容	回答
44	事業契約書 （案）	54	別紙8	2					不可抗力による 損害、損失及び 費用の負担割合	「～事業年度において支払われるべき施設供用業務に係るサービス購入料総額1パーセント」は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額という理解で宜しいでしょうか。	施設供用業務に係るサービス購入料総額には消費税及び地方消費税の額を含みます。
45	事業契約書 （案）	55	別紙9	第5条	2				終了及び解約	「本保証は、本件事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。」とありますが、「本保証は、本件事業契約第42条第1項及び第2項に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。」にご修正いただけますでしょうか。	ご指摘のとおり、契約書において修正します。
46	事業契約書 （案）	55	別紙9	第5条	2				終了及び解約	「本保証は、本件事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。」とありますが、事業契約に基づく事業者の債務とは、第42条1項及び2項の瑕疵担保責任に限定しているとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。なお、事業契約書（案）に対する質問への回答No. 45をご参照ください。
47	事業契約書 （案）	64	別紙14	4					法令変更による 費用の負担割合	「上記1から3以外の法令の新設・変更」とはどのようなものと解釈すればよろしいでしょうか？	具体個別の判断になり、結果の合理性からも判断されます。